

令和6年度第2回旭川市いじめ防止等連絡協議会

会議の概要	
日時	令和6年12月26日（木）10時00分から11時10分まで
場所	旭川市子ども総合相談センター2階 研修・会議室1，2
出席者（委員）	11名 佐藤忍，末木良典，高島希，千田克彦，富樫祐一，前田真， 真坂亮，佐伯教道，水野君平，村本暁宣，宮嶋睦子
出席者（事務局）	（いじめ防止対策推進部） 石原部長，鎌田課長，吉岡主幹，谷口補佐 （学校教育部） 工藤主幹，角地副主幹
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の数	0人

会議録

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 議題1 旭川市のいじめの状況等について

※事務局から議題について説明

（会長）

・事務局から説明があったが，御意見，御質問等はないか。

※特になし。

(2) 議題2 旭川市いじめ問題再調査委員会の報告書における「再発防止の提言」と本市のいじめ防止対策について

※事務局から議題について説明

（会長）

・事務局から説明があったが，御意見，御質問等はないか。

（委員）

- ・提言を見て思ったが、心理士を活用したり、研修をしたり、教員の業務負担につながるものが非常に多い。実際のところ、多忙な中で現場の教員は業務負担の増に対応する余裕があるのか。教職員は、いつもすごく大変そうだと感じる。

(委員)

- ・確かにいじめに限らず、研修を受けなければならないことも多い。時間の確保については、学校として非常に難しい状況にある。

(委員)

- ・いじめの対策や専門の教員の配置などの体制の拡充が重要になってくると思う。お金もかかる話だと思うが、現在、いじめ対策専門教員は配置されているのか、これからなのか。

(事務局)

- ・市独自の財源での配置は難しく、学校には配置されていない。現在は、教職員の退職者をいじめ対策コーディネーターとして市教委に配置しており、いじめ事案の対応に係る指導を行い、必要に応じて学校を訪問している状況である。

(委員)

- ・学校現場として、指導や支援も必要だが、児童から聞き取りを行う人員の不足に対する支援が必要なのではないか。現実的には、教職員がやらざるを得ないと思うが、その人員が手厚くなれば、現場の教職員は助かるのではないか。

(事務局)

- ・先ほどお話のあった教職員の研修については、現在も様々な形で行っており、その回数を増やすとか、場を増やすというのは、御指摘のとおり難しい状況である。今までやってきた研修の内容を充実・改善し、工夫をしながら進めようと考えている。

(委員)

- ・例えば、生徒の問題行動について、専従的に聞き取る人員がもっと増えれば、学校としては教える業務にもっと注力できるのかなと感じる。

(委員)

- ・教員研修については、教員は忙しい中、研修に参加することにより時間が取られることとなるが、一方で、研修を通じて対応力が向上することにより、適切かつ

円滑に学校の生徒指導等の取組が進められることにつながるものと考えている。そのため、市教育委員会においては、先生方の負担と対応力の向上を図る視点とのバランスを考えながら、教員研修の企画等を行っているところである。

(委員)

- ・この会議は旭川市いじめ防止等連絡協議会だが、実際の取組は未然防止ではなく、事後の対応対策である。取組の内容は、いじめが起きたときや通報があったとき、起きてからの初動対応、報告、連絡共有など、事案が起きてからの対応が多い。重大な事案が起こるとSNS等で批判され、責められるなどの影響があるので、このようなことに取り組んでいくことは確かに必要だが、根本的な取組としては未然防止や予防が重要である。予防のためにもっとお金を付けるというのが私の希望であって、先生方は忙しくて大変なので、事案が起きてからの対応は他の人に任せてもよいのではないか。ただ、予防は児童との関わりが必要だから、先生にしかできない。起きてからの対応までを先生にやらせるから法的知識も勉強しないといけない。研修が増え、資料やフローチャートがあって取り組みやすくなってきたが、いじめが起こるメカニズムを先生方が理解して、そこにどう関わり予防していくかの方が大事だと思っている。旭川モデルも、未然防止対策ではなく、事後の対応対策にしか見えない。ほぼ9割が事後対応であり、もう少し未然防止の方の情報を知りたいと思う。

(委員)

- ・学校では、いじめの疑い事案の報告が上がってきたときは、毎回、放課後に関係教職員で対策会議を開き、認知するかしないかという判断をし、その後どうするかということを考えることが日常的になっている。多くの事案は校内で起きているが、最近は学校外の関わりが増えている。具体的には、放課後児童クラブとか地区の児童センター、少年団関係で発生した事案や、合同チームで複数の学校にまたがっている少年団の中での事案、地域のスポーツ団体、水泳教室などでの事案があり、初動が大事と言いながらも、3か月前の話や半年前、1年前の話などもある。情報共有が遅れて対応に苦慮する状況が色々な学校で起きており、市長部局、教育委員会、学校は連携ができていますが、色々な子どもが関わる施設などとの連携を考えていただくと、学校も対策が取りやすくなるし、児童館・センターなどとの情報交換ができると策も講じやすいと思う。

(委員)

- ・対応よりも予防が重要であるというのは、そのとおりだと思う。しかし、現実にはいじめが起きていて、先生方に対応をしていただいている。それから、先ほど

の話は学校教育というよりも、家庭教育の部分というか、心を育てる力が必要なのではないか。幼稚園や保育所でもいじめはあり、地域又は家庭がしっかり連携して、いじめをしないように子育てするというか、すぐにはそうはならないだろうが、そう心掛けながら地域や家庭で子どもを育てていく。行政から色々な機会に啓発していただけると、長いスパンで見るとそういうものにつながっていくと思う。

(委員)

- ・資料の2-1にある、継続の(1)の教員の負担軽減というのは具体的にどういった取組が想定されているのか。

(事務局)

- ・例えば、当初は週1回実施していた全件報告を月1回に変更したこと、様式の工夫により報告しやすくしたことなどが挙げられる。

(委員)

- ・先ほど、学校の先生が色々しなければならぬのは違うのではないかという話があった。私が教員研修の資料を探していたところ、他自治体の事例でいじめではなかったと思うが、性的な画像が行ったり来たりする生徒間のトラブルがあり、学校が先回りして画像を削除して保護者から損害賠償請求された事案が報道されていた。学校の先生は法的な知識や対応が追いつかない部分や、関係機関と相談する機会がなく、こうなってしまったのではないか。全ての事案を関係機関と相談するのは難しいが、関係機関と連絡を取ることの重要性、特に警察や弁護士、スクールロイヤーのような法的知識のある人に対応の相談をすることの重要性がその事件の教訓だと思う。必要最低限の法的知識といっても全ては難しいことから、事案があった時にすぐ連絡や相談できる仕組みが必要ではないか。
- ・私がスクールカウンセラーとして不登校支援に関わっている学校の特別支援の先生は、スクールソーシャルワーカーの窓口や連絡先を知らなかった。このように、対応する先生によって、どのような窓口が存在しているのか十分に共有できていないかもしれないと思ったので、どこに聞けば答えてもらえるのかという、わかりやすいフローチャートや手続きの流れが共有されていれば、今後そういうことはなくなるのではないか。また、いじめの被害側が弁護士を学校に連れてくるという話を耳にするが、今後、そういったときに、対立的な関係にならないような取組や、保護者と学校との連携があればよいと思った。

(委員)

- ・先ほどの性的画像の拡散に関しては、警察も対応している。その中で、事件性が疑われるときは警察と連携しながら対応するよう学校にお願いしている。いじめに関しては、起きないようにすることと起きたものに対する対処の両方が必要であり、警察でも起きないようにするために、今増えているSNSに関する非行防止教室などに取り組んでおり、起きたことに対しても、かなりの件数が警察に連絡があって対応している。個別の事案に関して公開するのは難しい部分はあると思うが、それに関してどうすればよかったか、起きないようにするためにはこうすべきだったというのを、吟味・討論する機会があれば、もう少し、こういうことが起きないようにするための行動ができていくと感じた。

(委員)

- ・私がいじめの重大事態の件数を調べたときに、令和5年度に全道で52件あり、うち旭川市で14件、つまり、全道の重大事態の4分の1強が、旭川市で起こっている。他の自治体はそんなにいじめの重大事態を拾い上げていないのではないかと考えるのが、合理的な推測だと思う。旭川市のこういう先進的な取組は、こども家庭庁などの財源を活用して実施されており、他の自治体と連携ができればよいと思う。重大事態の件数を見て、旭川は危ないのではないかと思われるのも嫌なので、他の自治体との連携ができる部分があれば、旭川のよい所を他の自治体に共有できるのではないか。

(会長)

- ・ほかに御意見、御質問等はないか。

※特になし。

(3) 議題3 その他

※事務局から「旭川市いじめ防止・青少年育成サポーターの募集」について説明

(会長)

- ・事務局から説明があったが、御意見、御質問等はないか。

(委員)

- ・私が以前住んでいた都市では、相談支援パートナーとか、学習支援サポーターといった名称で有償ボランティア事業が展開されていて、別室登校になっている不登校の子どもとの話し相手や勉強相手をやっていた。別室登校については、学校に行けてもそういった人員がいないと、別室で自習をするだけになってしまう。先生の時間が取ればその先生と関わる事はできるが、学校で別室に来て、充分に大人と話したり、学習を深めたりすることができない。その中で、サポーター

の活動例のひとつとして、別室支援も候補に入れていただけると、いじめ防止という趣旨から外れるかもしれないが、不登校児童生徒の居場所や復学につながる第一歩になるだろうし、その子どもとの関わり、見守り、交流体験、学習支援も、すでに箱が用意されている状態なので、そのようなサポートも考えていただけるとよいのではないか。

(事務局)

- ・いじめの重大事態には生命、心身、財産重大事態と不登校重大事態があるが、昨年度の旭川市のいじめ重大事態14件のほとんどは不登校重大事態であり、不登校に対する支援も非常に関係が深く、そこを解決しないと根本的な問題解決にはつながらないのではないかという認識を持っている。その中で、先ほど学校の先生の負担の軽減をどうしたらよいかという話があったが、そこで学校の先生を増やすとなると、市単独では難しい。一方で、何らかの手当てをしていくためには、地域の大人の方に参画いただくことも大事なのではないかという視点で、今後のサポーター制度を展開していきたい。先ほどの都市での支援の取組は主に大学生などを考えていると思うが、こういった方々が有償ボランティアとして、不登校傾向の児童生徒に対し、別室登校の児童生徒の話し相手や学習支援などの活動をしているということは我々も把握している。このサポーター制度の実施に当たっては、来年度に向けて、有償ボランティアのようなものをやれないかということを検討しており、現在、予算編成の中で色々と調整を行っている。こういった活動に御協力いただくのは、例えば、大学生の方や、大人の方でも市内のフリースクールや地域での学習支援、子ども食堂などを含めて子どもの支援のために活動されている方が多くいらっしゃるので、連携を図りながら、そういった活動を旭川市でも幅広く展開していきたい。

(委員)

- ・私の地域では、まちづくり推進協議会の活動の中で学習支援に取り組んでいて、子ども食堂は9年目、学習支援は5、6年無償でやっている。協議会は旭川市内にたくさんあり、各地域で今年は何をやろうかと考えていると思うので、そういう所に学習支援をやってほしいと働きかけるのがよいのではないか。毎週土曜日に医大生にボランティアとして来ていただき、友達感覚で子どもの話を聞いているうちに仲良くなってくると、悩みを打ち明けてくれることがある。そんな身近な相談相手のような支援ができるところがあるとよい。

(委員)

- ・サポーターは誰が認定し、その基準はどのようになっているか。

(事務局)

- ・まずは出前講座を受けていただき、いじめのことやいじめがあった場合は関係機関に通報することなどを学んでいただいて、団体として協力してもよいということであれば申請をしてもらい、市がその団体を認定する仕組みになっている。

(委員)

- ・その団体の人であれば誰でも協力できるということか。子どもの支援についての知識や経験のない人が派遣されるのか。

(事務局)

- ・今のところは一般的な見守り活動などを想定しているが、個別の支援に関しては、一定の知識が必要となってくる。不登校のお子さんへの対応には専門的な知識が必要な部分もあり、我々も心理士に助言をいただいているが、サポーターについても実際の活動に入る前に、どういう対応をするのがよいかなども含めて学んでいただく必要がある。また、実際に派遣する場合は、事前に市の方で、サポーターと支援を受ける側のマッチングをしっかりと行い、問題ないと確認された後で派遣、支援を行う。そこは一定のレベルを確保していく必要があると考えている。

(会長)

- ・ほかに御意見、御質問等はないか。

※特になし。

(会長)

- ・旭川人権擁護委員協議会の取組について、委員から情報提供がある。

(委員)

- ・私どもの活動について、旭川市の取組と重なっているものがあるが、電話相談、手紙相談、チャット相談は全く同じようなもの。これは以前、旭川市での窓口開設時に一度話をさせていただいており、似たようなものではあるが、ツールはたくさんあった方がよいということで、私達も続けて実施している。
- ・小学校と中学校で人権教室を実施しているが、先ほど委員から話のあった子どもの心の部分について話をさせていただいている。小学校での人権教室は、実施回数が増えてきており、先生方へのアンケートで合格点ぐらいの評価をいただいている。
- ・今年は市教育委員会と連携し、市内全中学校の1年生に「リスペクトアザース」

という、人権作文に応募いただいた作品の中から制作した物語を見ていただいて、我々と生徒で色々と意見交換を行った。私も3校ほど担当したが、非常に熱心に見ていただき、意見をたくさん述べていただいた。映像の内容は、自分が色々と孤立していく中で、家庭教育の中での親子の会話や、友達からの助言を通して、相手を思いやり、尊敬することをまずは自分から始めようというもので、好評だったのではないかなと思う。学校等で人権教室をやらせていただくのは、いじめはダメなのだけれども、いじめられている子、いじめている子がどういう思いをしているのかということをお伝えできればと思っている。

- ・ある中学校の校長先生とお話したときに、子どもたちのいじめの問題が解決した後に、双方の親が結構悩まれていると聞いた。そういった方々をサポートしていただけるような相談先がなく、親御さんも苦しんでおり、いじめというのは本当に大きな社会問題で、色々な方を巻き込んでいるのだということを感じた。

(会長)

- ・ほかに御意見、御質問等はないか。
- ・その他に皆さんから情報提供等はないか。

※特になし。

4 閉 会